

# フヴォストフ文書考

高野明

## 〔内容〕

はじめに

- I フヴォストフ事件（蝦夷地乱妨始末）の歴史的背景
  - II 大槻玄沢遺物フヴォストフ文書について
  - III 山片蟠桃旧蔵フヴォストフ文書について
  - IV フヴォストフ・ダヴィドフの事件に関する文献（むすびに代えて）
- 〔付録〕 フヴォストフ・ダヴィドフ略年譜

はじめに

昭和二七年に、本学図書館が購入した大槻茂質（玄沢・磐水）旧蔵の一束の地図・文書類中に、色褪せた一葉の美濃紙が混入していた。当時、筆者は新参の書記として雑誌係に勤務していたが、時の館長岡村千曳先生が、右の美濃紙を筆者のところへ持参され、勤務の余暇に調査するようにと申された。見れば、達筆なロシア語で墨書した書付で、終りに、フヴォストフとするし

フヴォストフ文書考

であるが、その文意たるや、まことに奇妙で、何のことやらにわかには解しかねる始末であった。冒頭の「一八〇六年一〇月一日、ロシアのフリゲート艦ユノナが当地に來航し、一村落を〈疑惑〉と命名した」という文章から、ようやく文化年間の日露関係であろうかと思当もつき、暇をみて調べてみた。ところが、この一葉の文書が、実はきわめて重要な史料であり、日付・内容・筆跡などの点で、各々考察の余地があることを知った。筆者は、あれこれと文献を漁って、昭和二八年の『日本歴史』六五・六六号に、「大槻玄沢遺物フヴォストフ文書考」「同上補遺」と題する小論を発表した。しかし、わずかに一年の歳月で、しかも勤務の余暇を利用しての暗中摸索であったから、筆者として意にみたないところが多かった。その後、昭和三二年春、大阪の愛日小学校で、山片小右衛門（蟠桃）旧蔵の文献を調査した際に、このなかにも未発表の同類文書二葉を見出だすことができた。さらに、近年の諸書にも、いわゆるフヴォストフ事件についての彼我の見解が示されているので、いつの日か稿をあらためて補訂したいと考えていた。

本年五月五日、恩師岡村千曳先生が長逝されて、もはや清鑑を仰ぐこともかなわぬ日々ながら、この拙い一篇を捧げて余香を拝する。

## I フヴォストフ事件（蝦夷地乱妨始末）の歴史的背景

イギリスのロシア研究家、バーナード・ベアズ(Sir Bernard Pares)は、いわゆる古きロシアの友であり、ロンドン大学にスラヴ研究所(School of Slavonic Studies)を創設した学究である。彼は、ソビエト政権の独裁制には好意的ではなかったが、新しいロシアの秩序のなかに、かぐわしく醸成された民

族の息吹を、「その歴史はつづげさまの植民の歴史であった——その大部分は、政府によるよりも人民による植民で、人民は政府のうるさい干渉を逃れたいという希望にうながされたのであった」<sup>(1)</sup>と表白する。筆者が、好んで第三者の言を冒頭に掲げるのは、ロシアにすぐれた歴史家がいらないからではない。ヨーロッパとアジアにまたがり、世界の陸地の六分の一を占める多民族国家の歴史を学ぶためには、ロシア人自身の見解以上に、さらに客観的な距離と振幅が必要とされるからである。ロシア史の流れからみれば、日露関係史上のさまざまな現象も、

いわば一脈の支流にすぎず、スラヴ民族の奔放なアジア進出にともなう派生史実である。

一八世紀初頭までに、シベリヤとカムチャツカを征圧したロシア人の多くは、農奴制から逃れようとした自由民コサックや、官憲から追放された囚人たちであったとはいへ、彼等が単に群盗のように猪突猛進して、搾取と侵略だけを意図したと見るのは、明らかに公平ではない。ロシア人による北太平洋地域の開発は、カムチャツカおよびロシア||アメリカ会社の歴史を研究したオークニ教授(C. B. Okun)によれば、彼等の進出は、一八世紀初頭まで続いたロシア経済の深刻な危機、すなわち貨幣価値の低下、主として海外から輸入した金属を新鑄した銀貨の発行、ロシア南部における近東政策の波紋を背景として行なわれた。とくに、各種租税の滞納によって、ロシア政府が輸出商品のひとつとして、シベリヤの黒貂毛皮に着目し、ピョートル大帝が、一六九七年九月、トボリスクの貴族に訓令を発し、新たな土地の発見と、毛皮類による徴税を制定して、国家による黒貂交易の独占に踏切ったことは、ロシア植民政策の道標を示したものといえよう<sup>(2)</sup>。政府よりも人民による植民であるとして説くペイズ教授と、帝制ロシアのツァーリズムにもとづく植民政策を強調するオークニ教授とは、互いに矛盾するようであるが、実は、両者の意見は、表裏一体をなした正論なのである。スラヴ民族東漸の歴史、とくにシベリヤ植民史を研究したモスクワ大学のバフルーシン教授(Сергей Владимирович

Бардушин)は、シベリヤは一六世紀いらいロシア国民の企業心と精力をひきつけ、自然発生的な自由移民の奔流と、政府の人為的政策との二重のプロセスを経て獲得されたとのべ、ウラルから太平洋にいたる全領域の征服をもって完遂された北東アジアへのロシア人の進出は、史家クリュチェフスキー(Василий Осипович Ключевский)が、労作『ロシア史教程』<sup>(3)</sup>のなかで解明したように、ロシア民族が植民的方法をもって行なった東ヨーロッパ平原占領の長い歴史過程の延長にほかならないと論じている。バフルーシン教授は、その進出の特徴、領土獲得の方法と目的、移住民たちがその土地で定住する諸関係は、一七世紀においても、またそれ以後においても、フィン族が支配していた時代のヴォルガ沿岸地方におけるスラヴ民族の植民方法を反復踏襲したものであって、ウラル以東にたいする植民の現象を研究すれば、幾世紀かの昔にロシアの本土で起こった諸諸のプロセスが具体的にうかがわれることを指摘している<sup>(4)</sup>。

さらに留意すべきことは、ロシア人のアジア進出にともなう幾多の学術的成果である。エール大学のロシア史研究家ジョージ・ヴェルナドスキー教授(George Vernadsky)は、ピョートル大帝の死とエカテリナ二世の即位の間、一七二五年から一七六二年にいたる半世紀は、ロシアの新たな東方政策の基本線が樹立された時期であるとのべ、極東および近東にそのための指標を与えたのはピョートル大帝であり、中国および日本との国家的関係の推進、ベering探検隊の組織による北方海域の

學術的解明の意義について概述する。また、一七六二年から一七九六年までのエカテリナ二世の治世は、ロシアの対外政策の関心を、極東および中東から近東および西欧へ移した時期で、極東は個人的商人の進取に委ねられ、一八世紀後半には、露領アメリカ（主としてアラスカ）およびその近傍にロシア植民地を建設した「ロシアのコロンブス」——シェリーホフ（Григорий Иванович Шелихов）の活動に着目してゐる。シェリーホフは、二八才でシベリヤに移住し、一七七七年クリール（千島）列島への最初の船（商船聖ナタリヤ号——筆者）を備へ、ついでアレウト（アリュート）列島への航海を行なつた。一七八四年、彼は、シベリヤの豪商ゴリコフ（М. И. Голыков）一味と貿易会社を創立し、アラスカ沿岸のカディヤク島を中心として、原住民から海豹や海狸の高価な毛皮を徴集しつつ次第に勢力を拡張し、一七九七年に設立した「合同アメリカ会社」は、一八〇〇年十月に「ロシア—アメリカ会社」に発展した。この間の変遷について、ソビエトの東洋学者バルトリド教授（Василий Владимирович Бартольд）は、さぎのよう

に書いている。

前世紀から一九世紀へ受けつがれた學術的諸問題のひとつは、日本列島とアジア沿岸との関係についての問題で、日本人と通商関係を確立する経済問題もまたこれに関連してゐた。このことは、ロシア—アメリカ会社にとって特別な意義

をもつてゐた。日本沿岸の調査は、ロシアが企画した第一回世界周航（一八〇三—一八〇六）の主要な目的のひとつであつた。この遠征隊の隊長には、海軍大尉（のちの海軍大将）クルーゼンシュテルン（Иван Федорович Крузенштерн）が任命され、日本人との外交交渉のためには、侍従官レザーノフ（Николай Петрович Резанов）が遠征隊に参加することになつた。レザーノフは、シェリーホフ（原文のまま。シェリーホフと同一人物——筆者）の女婿で、その嗣子はロシア—アメリカ会社支配人の要職にあつた。クルーゼンシュテルンの遠征隊は、その學術上の任務を果たして、日本列島の諸島の位置をはじめて解明した。しかし、ロシア人は、ラクスマンに与えられた信牌を持つて、日本人が指定した長崎港へ到達したが、日本との通商関係を確立する試みは成功しなかつた。日本人がロシア人と関係することを拒否したのは、おそらく独占の巨利を博していたオランダ人の影響が若干あつたようにおもわれる。その上、レザーノフは、クルーゼンシュテルンとの間に個人的な誤解があつて、クルーゼンシュテルンから当然の援助を得られなかつた（エカテリナ二世と同様に、クルーゼンシュテルンは、日本と通商関係を締結しても、ロシアにとっては大した意義はないと考えていたのである）。レザーノフは、日本人の固陋に憤慨して、二名の士官——フヴォストフ（Николай Александрович Хвостов）とダヴィドフ（Гавриил Иванович Давыдов）に命じて日

本沿岸を襲撃し、海岸の數個村を掠奪させたので、結局は日本人の対露感情を一層悪化させることになった。レザノフの行為は重大な責任問題となり、彼は部下の士官に責任を転嫁しようと試みたが、シベリヤ經由帰国の途中、クラスノヤルスクで死亡した。フヴォストフとダヴィドフは、幸いにして日本人の報復を免がれたが、ペテルブルグで吊橋の上っている夜半に、ネヴァ河を渡ろうとして溺死した。

一八一一年に派遣されたつぎの遠征隊は、さらにひどい失敗に終わった。隊長ゴロヴニン (Василий Михайлович Головин) は、日本人に捕縛され、一八一三年になって、副艦長リコルド (Петр Иванович Рикорд) の助力によつてようやく釈放された。ゴロヴニンと同様にリコルドもまたその航海記録を出版した。ゴロヴニンの手記『日本幽囚記』は、幽閉の記録以外に、この国家と民族に関する若干の情報と日本語研究上の多少の資料を含んでいる<sup>(6)</sup>。

右のバルトリド教授の記述中、レザノフの対日交渉失敗の一因として、オランダ商人の干渉をあげているが、レザノフ来航当時 (一八〇四・文化元年)、長崎の日本商館付甲比丹をつとめていた、ヘンドリック・ドゥーフ (Hendrik Doeff) は、その『回想録』において、つぎのように記録している。

レサノッフ氏は政府・亜細亞領地評議員・及露国駐在和蘭

フヴォストフ文書考

公使の書状を予に渡せしが、此等は皆レサノッフ氏を親切に待遇すること及其計画を補助することを切に勧告せり。予は、此等の書状につきて熟考せし結果、レサノッフ氏に對しては、露国の使節として出来得る限り親愛の情を示すこととせり。されど第二の点に關しては、予は欧州の政府よりも日本の実情を熟知するを以て、特に之を考慮すること、又一般外国人に對する態度につきて、予て予がバタヴィヤより受けたる命令をも考慮に置くこととなせり。予は日本に在留を許されたる唯一の欧州國家の商館長なり。然して予は其の法度及古來の慣例が、他の欧州國民の入國を嚴禁することを知る。今若し我等が露國人の爲に仲介の勞を執らば、日本人は我等和蘭人に對して如何なる感想を作すべきか。此事が疑深き日本人をして我等に對して疑念を抱かしめざるべきか。恐らく役等は露國人を拒絶する他の理由をも考出せん。即ち彼等は、蘭露兩國が日本帝國に對し、共同して陰謀を企つるが爲に、我等が露國人の請願を援助するものと確信するに至るべし、此故に予は日露間の一切の交渉及後者の企圖につきては、全然關係せざることに決心せり<sup>(7)</sup>。

さらに、ドゥーフ商館長は、ロシア遠征隊にたいしては、通商以外の件、すなわち長崎滞留中の露船の碇泊地の安全、乗組員への食糧の供給などに十分の配慮を行なつた事實を記録している。従つて、ドゥーフの態度は至つて公正であり、レザノフ

フの対日交渉を妨害した証拠は見出だし得ないのである。ロシヤ側は、オランダ人が日本との交易を独占しているという先入観に加えて、オランダ側が積極的にロシヤの通商交渉に協力しなかつたことから、交渉失敗の一因をオランダに帰したのであろうが、これは飛躍した見解といふべきであらう。バルトリド教授のようなすぐれた学究が、オランダ側の態度に疑義をさしはさんでいるのは、いかなる根拠にもとづくのか不明である。筆者としては、むしろバルトリド教授が指摘しているように、レザノフ使節とクルーゼンシュテルン遠征隊長との間の意見の相違——これは、とりもなおさずロシヤアメリカ会社の立場と、ロシヤ本国の軍事的見解との相違を示すものとみて差支えないとおもふが、こうしたロシヤ側内部の不和もまた看過しえない事情であると考ええる。植民政策の実力者が、対日通商を主眼としたのは当然であらうが、一方、ロシヤ最初の世界周航という壮挙のリーダーにとっては、対日交渉だけがすべてではなく、バルチック海から太平洋へ、さらに北方、南方海域の十分な学術的調査という大きな指標を掲げていたことは明らかである。クルーゼンシュテルンの計画が、いかに遠大かつ周到であったか、また、彼の遠征隊によつてもたらされた成果が世界的意義において評価される所以は、『クルーゼンシュテルン日本紀行』の訳注者羽仁五郎氏の巻頭序説に詳しい⑩。ドゥーフ商館長は、レザノフ使節にたいする日本側の態度に言及し

斯かる間に一八〇五年となりしが、未だ何等幕府の決定を聞かず。されば使節の忍耐し難きも当然にて、通詞及番所衆は回答の遅延につきて閣下の機嫌を損ぜらるやう苦心せり。我等和蘭人は、日本人との交渉に於て、斯く緩慢なる多くの慣習の避け難きを知るを以て、之に慣らざる。然れども強大なる皇帝の使節として派遣せられたる者をして、六ヶ月間も回答を待たしむるは、実に不都合といふべし。(中略)遂に二月に至りて、我等は江戸より近日使者の来ることを知りたり。奉行は露国使節に会見を許すに当り、予の乗物を借用せんことを所望せしが故に、予は直に之を承諾せり。されど江戸より使者(遠山金四郎)の到着は遅延して三月末となり、従つて使節の出頭は四月四日(西曆)となりたり。其際日本官憲の外国人に対する疑心は極度に現はれ、使節の行列の通行する所、人家は総て簾を垂れて閉し、小路の分るゝ所は板を以て塞ぎたり。又長崎の住民は行列に近き街路に出づることを嚴禁せられ、職務上已むを得ざる者の外は、身体を現はすことを得ず。故に露国人は市街も住民も毫も視察すること能はざりき。斯かる周到なる警戒によりて予は使節の交通自由の請願は聴許せられざるものと察知せり⑪。とのべて、日本側の強硬な姿勢を伝えている。幕府のほとんど非礼に近い態度については、司馬江漢が『春波樓筆記』において、

魯西亜の使者を半年長崎に留め上陸をも免さず、其の上彼等が意に戻り、且其の返答甚だ失敬、不遜、魯西亜は北方の辺地

不毛の土にして下国なりと雖も大国にして属国も亦多し、一概に夷狄のふるまひ非礼ならずや。レザノツトは彼の国の王の使者なり、王は吾国の王と異ならんや、夫礼は人道教示の肇とす、之を譬へば位官正しきに裸になりて立つが如し、必や吾国の人を彼等禽獸の如く思ふなるべし、嗚呼慨哉。と長歎息し、松平定信もまた『婆心録』に、

日本の人は量せは(まか)くして才小也、故に只船とても岸をはなれずこぎ行たぐひにて、江戸のものは、かな川海さへしらず、又みる事を欲せず、其心をもて蛮情をはかる故皆大に齟齬す、(中略)フロシヤも日本へは不通と諸蛮国もいえば是非通じたく思ふはもとより人情也、ことに紅毛日本に通ずる故にて富を極む事、蛮国皆こぞりて羨む所也、故にフロシヤこれには費をいとはず何十年の力をもてやうやう先頃長崎へ至り、このたびこそ通商出来ることと思ひて、すでに前年より諸蛮国へその旨ふれ遣すほどの勢なり、しかるにわけもなくおひかへされしかば国の面目を失ふに由って大にいかりし也。と論じて、当時の幕府当局の井底蛙風をいましめている。従つて、鎖国制度下の日本においても、一九世紀初頭ともなれば、かなり海外の事情に通じた識者が輩出し、各々一流の批判精神を發揮して、日本の国力を前進させようと思つてやまなかつた。

一八〇六年(文化三年)秋、レザノフの部下で、ロシヤにアメリカ会社附の海軍大尉ニコライ・アレクサンドロヴィッチ・フヴォストフは、フリゲート艦ユノナ(Фрегат «Юнона»)に

駕して、突如サハリン(樺太)島南部アニワ(楠溪)灣の日本部落を急襲した。本件は、翌文化四年(一八〇七)に、シラスシ(白主)巡検中の松前藩北蝦夷地支配役柴田角兵衛によつて、はじめて藩主に報告された。このとき、幕府は、フヴォストフ署名の樺太占領宣言に接して驚倒した。しかも、この年の春、またもやフヴォストフと士官候補生ガブリエル・イワーノヴィッチ・ダヴィドフのユノナ、アヴォス(генер «Авос»)両艦によるエトロフ島その他の攻撃が繰返され、ナイホ(内浦)、シヤナ(紗那)、ルウタカ(留多加)の各地で掠奪を行ない、レブンシリ(礼文島)沖では、松前の商船宜幸丸、藩船貞祥丸を襲つて積荷、武器を奪い、さらにリイシリ(利尻島)沖で、官船万春丸、商船誠竜丸を焼打にかけるといふ暴挙に出た。『日露関係北日本史料』の著者ポズドネーエフ教授(Дмитрий М. Позднеев)は、『文化程度蝦夷日記』(一八〇一—一八二二)、『文化乙丑魯西亞人渡来記』(一卷。一八五〇推定)、『千葉政之進筆記』(一卷。一八〇七)、『蝦夷文化録』(一卷)、『蝦夷地騒動聞書実録』(一卷。一八〇七)、『蝦夷記聞』(四卷。一八〇四)、『同上』(五卷。一八〇七)、『蝦夷乱届書』(一卷。一八〇四—一八二二)、『蝦夷騒擾邸報』(一卷。一八〇七)、『蝦夷騒乱記』(一卷)、『蝦夷裸記』(一卷)、『東蝦夷クナシリ島乱』(一卷)、『北警小誌』(二卷)、『北警小誌抄』(二卷)、『北地実記』(二卷)、『北棧小録』(一卷)、『北睡杞憂』(一卷。一八〇七)、『北狄肺肝』(姫路藩一色広信撰。一五卷。一八五六)、『水海襲盜記』(新楽間叟撰。一卷。一八〇七)、『夷乱事略』(一

卷。一八〇七—一八〇八、『伊藤見達筆記』(一卷。一八〇七)、『海防至要秘録』(二卷)、『観火録附録』(一卷。一八〇八)、『嘉陵腹議』(二卷。一八〇八)、『見達物語』(二卷)、『休明光記』(羽太正義撰。九卷。一七九一—一八〇七)、『休明光記附録』(羽太正義撰。一卷。一八〇三)、『休明光記附録別卷』(四卷)、『休明光記遺稿』(六卷)、『目ざまし』(一卷。一八〇七)、『二叟譚奇』(久保田見達・新楽問叟共撰。五卷)、『大村治五平口書』(一卷。一八〇七)、『俄羅斯人蝦夷乱記』(三卷)、『俄羅斯人応接上申書』、『俄羅斯人取カワセ書付』、『佐口宗四郎上書』(一卷。一八〇八)、『靖北録同拾遺』(六卷)、『丁卯筆記』(一卷。一八〇七推定)、『狄艦事略』(七卷)、『東奥辺陲異事』(二卷)、『通航一覽』(林輝編。三三二二卷・附録二三卷。一八五〇)、『野人独話』(一卷)、『有北紀聞』(一卷)、『未曾有後記』(三卷)、『続未曾有後記』(二卷)などの写本を、主として『国書解題』および『続々群書類従』第四卷によって揭示している<sup>10)</sup>。しかも、これらの写本のほかに、内閣文庫や市立函館図書館その他にも多数の文献が収蔵されていると推定されるので、フヴォストフ・ダヴィドフの事件が、当時の日本に与えた反響がいかに朝野を席捲したか想像に難くない。文化五年から翌六年にかけて、問宮林蔵、松田伝十郎の樺太探検が行なわれ、幕府の蝦夷地経営と北辺警備が本格的なものとなったのは当然であるが、文化八年のクナシリ島におけるスルーブ艦ディアーナ(Шлюп «Диана»)艦長 Ч. П. Минин 少佐 (Василий Михайлович Головин) 以下七名の捕縛によって、日露間の紛争は

頂点に達したかの観を呈した。文化九年には、副艦長リコルド(Пётр Иванович Рикорд)によって、観世丸の船主高田屋嘉兵衛と水主四名が捕えられ、カムチャツカへ連行された。しかし、嘉兵衛は終始沈着に善処して、リコルドの信頼と尊敬を得、リコルドもまた、その手記から判る通り、分別のある高潔な士官だったので、彼我の真剣な努力が効を奏して、日露関係は一応和解の段階に到着した<sup>11)</sup>。かくて、フヴォストフ事件は、ロシア帝国の意志とは無関係であるというロシア側の申出と、オランダ商館長ドゥーフの証言によって、三年間にわたったゴロヴニン幽囚事件も解決し、文化一〇年の帰国となったわけである。この間の迂余曲折に関しては、わが国では勿論、ロシア、オランダその他にも幾多の記録や研究が発表されているので、フヴォストフ文書そのものの考察を焦点とする本稿においては、以上の概述にとどめたい。

## II 大槻玄沢遺物フヴォストフ文書について

本文書は、既述の通り、色あせた一葉の美濃紙(68×29cm)に墨書した露文の書付(口絵参照)である。紙面の左肩上に、和文で小さく「銅板ノ字」とあり、その下に印刷体の露文が四行、行を改めて、やはり和文で「全」の字が見え、その下に同じく印刷体の露文が五行(以上はいずれも銅板から転写したものと考えられる)、さらに行をおいて、比較的長い露文が筆記

体で認められ、フヴォストフの姓で終っている。まず、本文書の全文を邦訳するとつぎの通りである。

〔銅板ノ字〕 一八〇六年一月一日、ロシヤのフレガート・ユノナ当地に来航し、一村落を сумнение〔疑惑〕と命名せり。

〔全〕 一八〇六年一月二二(新曆——訳者)日、ロシヤのフレガート・ユノナ当地に来航し、一村落を повопытство〔好奇〕と命名せり。

一八〇六年一月二二/二三日、海軍大尉フヴォストフ指揮の下に、ロシヤのフレガート・ユノナは、サハリン島ならびに同島住民等のロシヤ皇帝アレクサンドル一世至仁の庇護下に服属せる証として、アニワ湾西岸に位置する一村落の長老にウラジミール綬銀褒章を授与せり。爾今来航の一切の船舶は、ロシヤ船たるを問はず、右長老を遇するにロシヤ巨籍をもつてされんことを請う。

ここに自署、家紋押捺

ロシヤ海軍大尉 フヴォストフ

上記の訳文中、 сумнение〔スムニエニエ〕、 повопытство〔リェポピイトストヴォ〕は、それぞれ英語の doubt, curiosity に相当する。〔銅板ノ字〕以下を第一文、〔全〕以下

フヴォストフ文書考

を第二文、筆記体の部分を第三文と仮称することとして論を進めたい。第一文については、ゴロヴニンの手記に、つぎのような記録が見られる。ただし、年月日を欠いている。

貞助と熊次郎が、日本紙に書かれたつぎのような写しをもってきた。「ロシヤのフレガート・ユノナ当地に来航し、当村を疑惑の村と命名せり」——我々は、フヴォストフが日本本の或る一村落到に、このような銅板の文字を残して行ったことを知らされた。日本人は我々にその意味を説明するように所望した。ここで、我々は新たな困難に遭遇した。「疑惑の村」という名称をどう説明したものか、また、日本の村がこうした風と呼ばれたのは何故であるか。我々が、疑惑という言葉の意味を日本人に説明することに成功したときでさえ、彼等は、彼等自身で我々が意味をとり違えなかつたかどうか疑っていた。というのは、彼等にしてみれば、村の名称などの場合に、こうした言葉が用いられることは不可能だと考えていたからである。我々もまた我々で、同じくフヴォストフがこんな文句を使った理由は皆目判らなかつた。我々が、この銅板の筆者の意向がわかるロシヤ人は一人もないと確信した際にも、彼等は、我々が欺むこうとして、なにか我々に不利になることを匿そうとしているのだと疑っていた。この仕事には数日を費やした(四)。

以上は、文化八年一〇月末ごろ、ゴロヴニンが松前幽囚中に取調べを受けた時の記録で、リコルド副艦長が、ゴロヴニンに宛てて救援の決意をしたための書簡や、ラクスマイン (Адам Кипилович Лаксман) 来航当時 (寛政四年)、根室で病死した乗組員のために、エカテリナ号 (парусный «Екатерина») 船長ロフツォフ (Григорий Ловцов) が刻んだという墓標などが持込まれて、釈明を要求されたころの挿話である。松前の座で、村上貞助という年少気鋭の通詞が、はじめてロシヤ語を習い出したのもこのころで、アイヌ語の通詞上原熊次郎とともに、ゴロヴニンの手記にしばしば登場する。前掲の文中に、「フヴォストフが日本の或る一村落到、云々」とあるが、この村というのは、本文書の露暦日附「一八〇六年一〇月一〇日 (文化三年九月一〇日)」と、「唐太島蝦夷申口の趣書付写」によつて判断すると、オフイトマリ (旧雄吠泊) のことである。すなわち、

去秋雪も少々降り候時分、異国船一艘唐太島東浦オフイトマリと申す所え相繋り、同所に蝦夷家一軒有之、チウラフシクルと申蝦夷人住居致し候処、橋船にて異国人共上陸いたし、内え入心易く何事か申候て、チウラフシクル悴を船え連行候間、親共不相成旨申候処、鉄砲を打おどし候て、無理に船え乗せ、右蝦夷家え真鍮の様なる札を懸、同所出帆いたし、夫より一里半程隔、クシユニコタン (旧大泊橋湊―筆者) 番屋の沖え昼時頃相繋、其日は上陸の様子相見不申候、翌朝橋船三艘にて異国人

共上陸いたし、番人へ何か申、商ひ々々と申候得共、訳も不相分、番人共飯を出し候処、給不申候、其内頭立たる者懷中より何か書付を取出し、長崎、松前と申、其外は相分不申候、(中略) 番人を連行候後、藏に有之米、酒、煙草、其他諸品鉄物等異国船之積入、其後番屋其外共火をかけ、弁天社をも焼払、神体は持行候様子に御座候、鳥居相残し、其際に真鍮の様なる札二枚 (これは、オフイトマリの蝦夷家と、翌日のクシユニコタンの弁天社に置残したものを指すのであろう。従つて、本文書の第一文と第二文の日附には一日の差がある故、村上貞助、上原熊次郎がゴロヴニンに示した銅板の写しは、オフイトマリにあったものと推定される―筆者) 其他共宗谷へ持参致候。と見えている。これは、文化四年五月、箱館奉行支配調役深山宇平太、同下役小川喜太郎が、樺太から宗谷に移住した蝦夷人リリカイノ、ヨツタウエンクル兩名の陳述によつて書いた報告書である。さらに、同年六月の箱館奉行戸川筑前守 (安倫)、羽太安芸守 (正義) の上申書には、

右残し置候品々、カラフト島夷人とも、ソウヤえ持参の品も御座候処、同所懸り支配人へ差出候由、右の者共儀支配向ソウヤ着以前に、カラフト島え航海仕候間、難相分候に付取寄候様、ソウヤ詰松前若狭守家来之支配向より申談置、先別紙の通様子申越候趣の処、引続右異国人残置候鉄砲一挺、絵図並鎮鍮の板金二枚、浅黄地厚紙に認、朱印等有之品三枚、若狭守家来より取揚候由にて、支配より差越候間、差上申上候。とあ

る。なお、文化四年六月二五日附の「松前若狭守御届」にも、「唐太島に罷越候私家来、新谷六左衛門之申遣取寄、則鉄砲一挺、銅札二枚、紙札三枚、同廿日今井新右衛門持参」<sup>四</sup>とあるから、フヴォストフが文化三年に樺太島に置残した銅板は二枚、書面は三枚であったことがわかる。本文書の第一文、第二文は、従って銅板の写しであり、第三文は紙札の中の一枚を写したものである。第二文は、筆者が参看した史料には見当たらない部分で、第一文もまた本文書通りの日付のものはない。『通航一覽』その他の記録では、フヴォストフがはじめてオフイトマリに上陸したのは、一八〇六年一月一日（文化三年九月一日）となっているが、銅板に関する限りは、一八〇六年一月一日が正確な記録とされている<sup>四〇</sup>。

いづれにせよ、第一、第二文ともに「疑惑」とか「好奇」とかいう抽象的な表現をしている点は注目し得る。いささか独断的推測になるが、フヴォストフにしてみれば、あるいは蝦夷部落にたいする関心をそのまま表現したままで、格別に深い仔細となかったのかも知れない。いわば、はじめての土地に上陸したときの「疑惑」なり「好奇」なりの印象を、文字通りに部落名として用いたものとも考えられる<sup>四一</sup>。蓋し、フヴォストフの攻撃が、実際にロシア帝国の意志にもとづく行為であったならば、蝦夷部落の名称にはおそらく客観的で具体的なものが用いられていたであろう。だが、本文書の第三文に、皇帝アレクサンドル一世（Александр I, 一八〇一—二五在位）の名が

明示されている以上、当時の日本側としては、フヴォストフ事件は、ロシア帝国および皇帝の意志によるものと見做し、右の蝦夷地名問題の曖昧な点を追求したことは至極当然の成行きであった。けれども、現在では、ゴロヴニンの釈明以外にも、直接フヴォストフおよびダヴィドフに接して日本襲撃の経緯を明らかにした、チフメニョフ（Цифменичов (Перп Александрович Тихмев)）やラングスドルフ（Langsdorf, Georg Heinrich von）の記録が現存するので、いわゆるフヴォストフ文書なるものが、彼個人の非公式な私文書であることを認めることができる<sup>四二</sup>。これを要約すれば、日本との通商交渉に失敗したレザーノフは、一八〇五年七月一八日附の書簡を、皇帝アレクサンドル一世に送附して、実力行使による日本との通商打開計画を遂行したところ、皇帝からの裁許も得られず、ついに一八〇六年八月、部下のフヴォストフ、ダヴィドフとともに、ノヴォ・アルハンゲリスク港を出航して日本遠征の途についた<sup>四三</sup>。

しかるに、レザーノフは、オホーツク港に到着後、にわかの方針を変更して、九月二四日附のフヴォストフ宛書簡を残して、陸路ペテルブルグへ向け帰国の途についた。右の書簡の要旨は、サハリン島へ遠征する時期は、前檣の故障と逆風による航行遅延によって既に逸したので、貴官は直ちにノヴォ・アルハンゲリスク港へ帰航せよ。ただし、順風であれば、サハリン島へ赴むき、住民にメダルや贈物を与えて、日本の植民地を視察すればさらによい。だが、常にロシアアメリカ会社社の利益

を念頭において行動するように、とのべられていた<sup>四</sup>。フヴォストフは、この曖昧な二重の訓令に困惑して、早速糺問しようとしたが、レザノフは早々に出発した後で、何の手がかりも得られなかった。そこで、彼は別段全面的に日本遠征を停止されたわけではないと判断して、ただちに予定通りサハリンへ南航したというのである<sup>四</sup>。

レザノフにしてみれば、皇帝の裁許なくして日本へ向かうことは不安だっただろうし、同時に初志を全く撤回することもまた残念だったのであろう。従って、フヴォストフならば自分の意図を汲んで行動するであろうし、万一の場合には自己の責任を免がれ得ると考えたものと想定される。レザノフは、アレクサンドル一世の父バエール一世 (Taber I, 一七六一—一八〇) 在位) の治世に、すでに、合同アメリカ会社の設立を建言して許可され、一七九七年 (寛政九年) に、このロシア産業資本の代表機関が創設されていらい、その権勢は当代随一と称せられていた。だが、アレクサンドル一世もまた、史家ヴェルナドスキののべているように、民族国家の自由な連合を理念としてナポレオンと闘争し、その政治的知性と鋭利な独断を駆使した皇帝であったから、レザノフの急進的な対日策には慎重を期して裁下を与えず、もっぱら対フランス、対トルコ問題に専念していたわけであろう<sup>四</sup>。従って、フヴォストフの日本襲撃は、ロシア皇帝の意志ではなくて、レザノフ個人の独断に端を発していることは明白な事実であり、しかも彼が腹心の部下に自

己の責任を転嫁した当然の結果として、フヴォストフ文書のような怪文書が日本側に残されたわけである。蝦夷地名称問題のごときも、フヴォストフの主観によって処理されたために、日本側の常識では到底判断の及ばない厄介なものとなり、ゴロヴニンも流石に悲鳴をあげる始末であった。

もっとも、ゴロヴニンがはじめてフヴォストフ文書に接したのは、文化八年八月三十一日、箱館奉行の訊問の際である。通詞上原熊次郎から手渡された一枚の書面を、まずムール少尉 (Фероп Ферован Мур) が読みあげた。その内容が、すなわち本文書の第三文に該当する。この文書をめぐって展開されるロシア側の必死の抗弁は、ゴロヴニンの手記の前半では興味のある圧巻となっているが、長文なので、その一端を要約してのべておこう。

一 ロシヤは強大な国家であるから、少数の人間に命じて他国の部落を襲撃するなどという姑息な手段を執る筈はない。

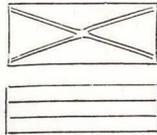
二 フヴォストフの文書中に認められるウラジミール綬銀褒章は、もしそれが正式に外国に適用される場合には、一海軍大尉から手渡されるような手続は用いない。

三 フヴォストフ指揮のフレガート・ユノナ号が、皇帝の軍艦であると断ずる根拠はない。フレガートは船型の呼称であって、広く商船の場合にも、また単に個人の持船の場合

„1806 года Октября 12 дня Российскій фрегатъ  
 „Юнона, подъ начальствомъ флота Адмирала Хо-  
 „стова, въ знакъ принятія острова Сахалина и жи-  
 „велъ оного подъ Всемилосщивѣешее покровительство  
 „Российскаго Императора Александра Перваго,  
 „спаршилъ селенія на западномъ берегу губы Анивы,  
 „пожаловалъ серебряную медаль на Владимирской лѣ-  
 „тѣ. Всякое другое приходящее судно, какъ Российское  
 „такъ и иностранное, просимъ спаршину сего прини-  
 „мать за Российскаго подданнаго.

Подписано: { „Российскаго флота  
 „Действительнѣе Хвостовъ“

„У сего приложена  
 „герба фамиліи  
 „моей печать.“



(第一圖) ゴロヴニン『日本幽囚記』(1816)所収

にも適用され得る。

以上の反駁にも若干隙があつて十分なものとはいえないが、しかしゴロヴニンは、「もし我々を信じないならば殺してくれ。死は我々の恐れるところではない。おそかれ早かれ事態は明白になるだろう」と啖呵を切っている。

ところで、ゴロヴニンが記録した原文(第一圖)と、本文書の第三文とを比較すると、字句の点では「アニワ湾西岸の村」(селенія на западном берегу губы Анивы)が前者、「アニワ湾西岸に位置する村」(селенія лежащаго на западном берегу в губе Анивы)が後者となつてゐる以外はほとんど

同一である。селенія が、後者で селеня となつてゐるのは、後者のあやまりであることは論をまたない。また、前者には最初に N5 の番号があり、日付は、「一八〇六年一〇月一二/二四日」となつてゐる。さらに全文の下には、中央に (LS)、その下に [ ] の旗印 [ ] が印刷されているが、後者にはなにも認められない。N5 の番号は、フヴォストフ文書の枚数を示すものであろう。既述の通り、松前若狭守の記録その他に「銅板二枚、紙札三枚」とあるから、本文書の第一、第二文が銅板の写しで、第三文およびゴロヴニン記録の原文は、紙札三枚のうちの一つを写したものと認定される。また、深山宇平太、小川喜太郎連名の報告書(前掲)のつぎに、「真鍮版其訳文」<sup>四</sup>として第三文に該当する内容が意識されているが、後半に誤訳が認められ、訳者の名も誌してない。標記の「真鍮版」とは銅板のことであろうが、それにしてもこれは銅板のものではなく、紙札からの訳文ではないかとおもう。日付は「一千八百六年十月廿四日」となつてゐる。ところが、同じく「通航一覽」第七・卷三〇二に収録されている上原熊次郎の訳文「文化三丙寅年、魯西亜人北蝦夷地へ渡来乱妨之時、同所クシユンコタン乙名え、魯西亜人より相渡横文字書付通弁書」には、  
 北蝦夷地乙名分之者、不殘魯西亜皇帝アリキサンドロヘリワ  
 コフに別心無之候付、年曆千八百六年十月十一日自茲文化三年九  
 候北蝦夷地へ致渡来候魯西亜船、船名ユノナ船中重役人ホフス  
 トフより、しるしのため北蝦夷地西方之方入江クシユンコタン

に住居罷在候乙名え、銀錢一枚、絹糸にて織候縞の真田一筋差遣、魯西亜国腹心の者に相違無之候付、右為証拠此書付之ホフストフ印形押置候間、魯西亜国其外之船北蝦夷地え渡來致し候は、乗組之者え右書付為見候は、前書之通相心得可申、右書面之控ホフストフ所持之覚書えも記置候段、脇書に認有之候魯西亜海上役人 役名レイチアナント 名前ホフストフ

とあり、本文書の第三文と日付が一致している。上掲の訳文は、文化八年一〇月に、ゴロウニンの協力によって作成されたものであるが、ゴロウニンの記録では、日付が一日ずれているから、あるいは、フヴォストフは、同文の紙札を、一〇月一日、一二日の再度にわたってしたためたものとも考えられる。右訳文中に、「銀錢一枚、絹紙にて織候縞の真田一筋」とあるのは、ウラジーミル綬銀褒章のことであろう。なお、『視聽草』所載の「文化四年江戸風説の内」から、興味ある記事を引用しよう。

六月の末にや、蝦夷地より、赤人の建置し銅板二枚、紙札三枚、外に日本文字の紙一枚、江戸え着致し候由、七月二日幸太夫 按ずるに、寛政年間魯西亜国より船国せし譯人なり、を御勘定所え呼寄られ、よませられしに、文字はよめ候ても、ゆへん一円相知れ不申由相答候旨、其後桂川氏 按ずるに、蘭学の医師桂川甫周なり、え右の品々來り、御写に相成候、長崎阿蘭陀大通詞二人被招呼可申取沙汰の処、又々やめに相成候、写を長崎えつかはされ、カピタンによませ可被

申趣に相成候よし、右銅板は二枚同じ文字、紙札も同じ文字にて、角に印と船印有之候よし、さまざまの風説あり、

一、此度異国人の立たりし銅の札は、六七寸ばかりにて、はりがねの如くなるものに字を打出し、四方へあなをあげ、札に打付けたるものにて、紙は魯西亜の字にてした、め、脇に印と船印を書たり、其船印の形は  の如くのものなりといふ人あり、また一人の説を聞に、船印ニヶ所<sup>ニ</sup>あり、ある蛮学の達人および幸太夫といふ者によましめられしに、彼蘭学人いかなるゆゑありしにや、幸太夫にもよむことなかれといひしとなり、扱蘭学人も始終はかりよみ得たるよしを、演達せしとなり、其故は始終よみ候へば、処々差合多きゆゑに關然となし置たりといふ<sup>四</sup>。

右の文中に、「右銅板は二枚同じ文字」とあるが、これは同じ露文で彫られているという意味で、文章が同文であるという意味ではないであろう。

さて、大槻玄沢遺物フヴォストフ文書の筆者は一体誰であろうか。何分にも、今日まで永らく匣底に藏されていた史料なので、断定は困難であるが、「銅板ノ字」「全」の和文の墨色は露文と同一であり、ロシア人であれば間違う筈のない文法上および表現上のあやまりが随所に見られる点から、本文書の筆者は勿論日本人であろう。然らば、桂川国瑞（甫周）か、それとも蘭書訳局（蕃書取調所）で、大槻茂質とともに訳局員を勤めた

馬場佐十郎（貞由・穀里）の筆であるか、おそらくはそのいずれかであろうと推定される。前掲の「江戸風説の内」では、桂川氏がフヴォストフ文書を写した事になっているが、本文書の露文の筆記体は、まことに流暢で本格的な筆法であるから、相当に練達した者の手跡に相違ない。岡村千曳先生は、幸太夫の筆跡とも異なるから、おそらく馬場氏の書ではないかと申された。馬場氏は、和蘭通詞であったが、文化一〇年二月下旬、新奉行服部備後守（貞勝）の松前赴任に随行して、司天台曆局の足立左内（信頭）とともに松前に到り、ゴロヴニンから露語を習得している。このとき、足立氏は、伊勢漂流民大黒屋光太夫将来の『露国国民学校用算術入門書』<sup>例</sup>を学び、また、通詞村上貞助も、その素質をゴロヴニンから認められていた。馬場氏は、文化一〇年に、「魯西亜兀老因口授馬場佐十郎筆記」と註した『魯文法規範』五冊と、『露語字典』、『俄羅斯語小成』の二巻一冊を編して幕府に献じ、足立氏は『魯西亜国字反切音訳』を著わし、文政七年に『魯西亜文字書』、天保六年に『魯西亜辞書』を編集している。因みに、文化四年にエトロフ島でフヴォストフに捕えられた松前番人五郎次が、オホーツクの医師から貰ったという露文の種痘書は、馬場氏によって松前滞在中に訳され、『通花秘訣』と名付けられた。この我国最初の牛痘種痘書は、嘉永三年、利光仙庵が『魯西亜牛痘全書』と改題して上梓した<sup>例</sup>。このように、文化年間には、かなり多くの識者が、すでに露語を学んでいたので、本文書の筆者の鑑定は困

#### フヴォストフ文書考

難である。序でながら、本文書の露文がどのように誤写されているかを簡単に指摘しておこう。

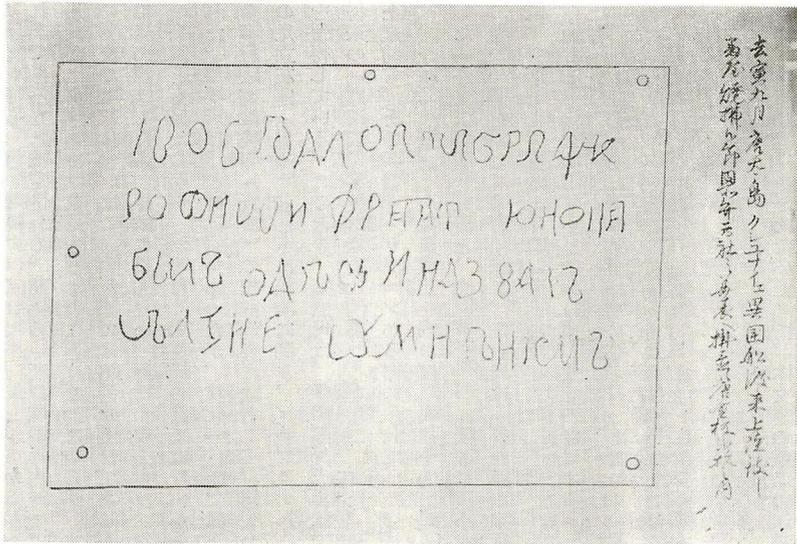
まず、第一文第四行（口絵参照）の中性名詞 *сумнением* は、単数造格であるから *сумнением* となるのが正しく、第二文第四行の副詞 *здесь* (*here*) の（ぎ）には、接続詞 *и* (*and*) が必要である。また、第五行の中性名詞 *любопытство* は、単数造格 *любопытством* となるべきである。第三文は、単語の間隔が不明瞭だったり、*punctuation* が不正確であったりするほか、*селения* が、*селена* と誤記されている。なお、誰が付したのか、二、三加朱されている形跡があるが、第三行右側の名詞 *принятия* は、生格であるから本文書通りが正しい。

#### III 山片蟠桃旧蔵フヴォストフ文書について

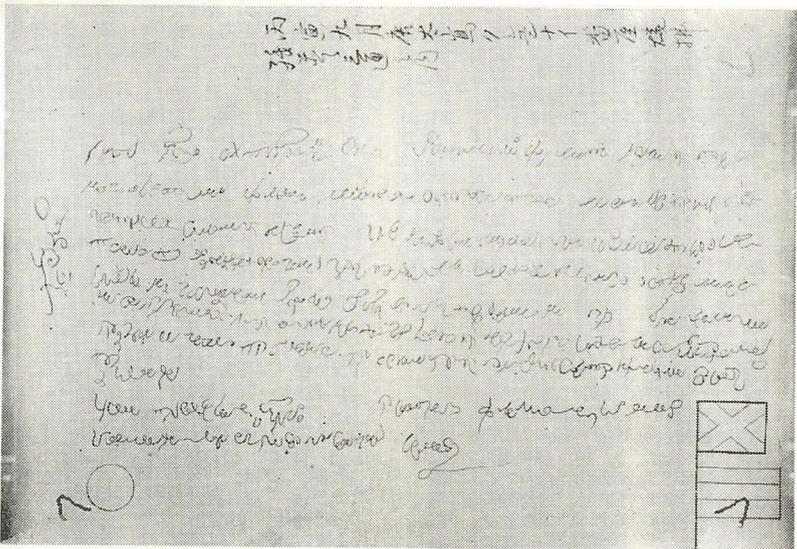
本文書は、昭和三二年五月、筆者が大阪の愛日文庫（市立愛日小学校蔵書）を訪ねた際に調査したもので、洋学者の一人山片小右衛門<sup>例</sup>の旧蔵史料である。文書は二葉あって、いずれも厚手の和紙（39×28cm）に墨書された露文で、保存状態はきわめて良好である。本文書は、

- 一、去寅九月唐太島クシュンナイ<sup>(五)</sup>異国船渡来上陸致し番屋焼払候節同新弁天社之華表へ掛置し唐金板式枚之内<sup>(第二圖)</sup>
- 二、丙寅九月唐太島クシュンナイ番屋焼払残置し三通之内

（第三圖）

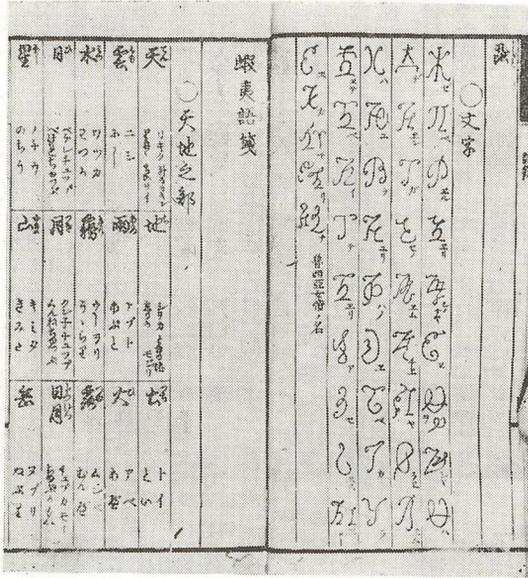


(第二圖) 山片蟠桃旧藏・フヴォストフ文書の一



(第三圖) 同上文書之二 [大阪愛日小学校藏]

と、それぞれ明記されているので、一見してフヴォストフ文書の写しであることがわかる。ただし、本文書の露文は、きわめて癖のある独特な筆跡で、このままでは判読困難な代物である。ところで、本文書の一、すなわち弁天社の華表へ掛置し唐金板式枚之内の一葉は、前章でのべた大槻文書中の印刷体第一文に相当する(第二回参照)。だが、後者と比較すると、一〇月一日の日付が、単に一〇月とだけ筆写されていると、сеченье



(第四回) 上原熊次郎撰『蝦夷語箋』

を сеченье と誤写し、また、「疑惑」が сумнением と正しく記されている点が注目される。さらに、○印が転写されているのは、本文書の一が、銅板の写しとして独立した存在であることを示し、五カ所の釘穴を、原板通りに記録したものと解される。また、字体から判断すると、ロシア人が不器用な手で銅板に彫りつけたままを、転写したのではないかと推定される。また、文法上の誤記、運筆のたどたどしさから、フヴォストフ自身ではなくて、無学な水夫が彫ったものではないかということも考えられるが、この点は断定しがたい。

つぎに、本文書の二、すなわち番屋焼払残置し三通之内の一葉は、大槻文書の筆記体第三文「一八〇六年一〇月一一/二三日、海軍大尉フヴォストフ指揮の下に、云々」に相当し、また、日付その他の点では大槻文書と一致するが、旗印と○印の存在、No5の標示をそのまま記録している点では、ゴロヴニンが記録したフヴォストフ文書(第二回)と酷似している(第三回参照)。本文書の露文筆記体は、きわめて乱雑であるが、こうした独得の乱れは、筆写した日本人の悪筆ばかりではなく、むしろ原紙札の筆跡の癖を忠実に再現すべく努めた結果生じたのではないかとさえおもわれる。この点の当否はさておき、本文書もまた完全に独立した存在であることを示している。従って、山片文書は、大槻文書中の第二文(前節参照)を欠いているが、いわゆるフヴォストフ文書としては、かなり原型に近いものではないかということ、或いは大槻文書以前に、直接に転写したものである

ないかという推定も可能であることから、きわめて貴重な史料であるといえよう。また、山片文書の筆者は、『蝦夷語箋』所収のロシア文字の筆跡(第四圖)から判断して、おそらく通詞上原熊次郎ではないかとおもわれる。『蝦夷語箋』のロシア文字は、装飾体に近い字体で、いづれも大文字であり、かつアルファベット順ではないから、一見奇異な印象を与えるが、これらの装飾体大文字を、通常の書体に転じて考察するならば、山片文書の露文の筆跡に非常によく似ている。しかし、本文書の筆者が上原氏であるという確言は差控えたい。何故ならば、既述の通詞村上貞助、天文方の足立左内のはかにも、仙台藩の儒者大槻平泉に学んだ蘭医小野寺丹元(松洲)は、長崎でシーボルト(Philipp Franz von Siebold)に師事し、かたわらオランダ語によって露語を習得し、文化二年に、仙台漂民津太夫が持帰った露文地図を邦訳した<sup>80</sup>。また、松前藩医の加藤肩吾は、寛政四年、伊勢漂民光太夫帰国の際に、ロシアの国情を聴取して『魯西亜紀聞』を著わし、やはり露語を修めたと伝えられ、享和元年にウルップ島へ出張した松前藩支配勘定格富山元十郎も露語を解し、リコルドと高田屋嘉兵衛との交渉に加わった通詞良左衛門もまた露語に通じていた<sup>81</sup>。さらに、文化六年に、「魯西亜並諸厄利亜文字言語修行仰付けられ」た本木家四代庄左衛門(正学)<sup>82</sup>もあり、筆者はこれらの人びとの筆跡をすべて調査するというわけにはいかなかったからである。

山片文書に関連して、愛日文庫について一言すると、同文庫

の成立は、愛日小学校の設立と深い因縁がある。すなわち、

愛日小学校ハ、明治五年八月一日ノ開校ニシテ、旧北浜、道修ノ両校ヲ合併シタルナリ。旧北浜校ノ校舍ハ、土地ノ素封家榊屋平右衛門(山片氏)ノ篤志ニヨリ、自宅ヲ挙ゲテ充用シ、市内ニ卒先シテ小学校ヲ創メシニ際シ、自家ノ書庫ヲ挙ゲテ小学校ニ寄贈セラレタルモノトテ、其ノ家ニ伝ハリシ先代重芳ノ遺書ハ大抵散逸セズシテ其ノママ庫中ニ保存セラレタルモノナルベク、即チ本文庫ノ藏書類ハ、大部分山片家ノ旧藏書ト称スルヲ得ベク、重芳ヲ補佐セシ山片小右衛門(蟠桃)ハ、無論是人ノ図書ニ依リテ研究セシモノナルベケレバ、何レモ蟠桃ソノ人ノ手訳ヲ存セルモノト謂フベキナリ。今ソノ中ニ就キ特ニ貴重圖書ノ解説ヲ附シテ文庫総書目ノ首ニ列ス。

大正八年七月下旬 木崎好尚識<sup>83</sup>

とあり、貴重図書解説中には、「環海異聞(写本)二重函入十六冊。外函蓋ニ『維文化五年歲次戊辰季冬從□仙台君拝領□□重芳謹記』ト題シ、『思貼堂圖書記』ノ藏印アリ。山片蟠桃が仙台藩主伊達候ヨリ拝受シタルモノナリ」と記録されているほか、『魯西亜へ漂流記』(二冊)、『魯西亜人ノ図』(一冊)、『魯西亜風説書』(二五五点)、『魯西亜大統略記』(一冊)、『魯西亜国図』(一冊)などの関係史料が収録されている。なお、前述のフヴォストフ関係文書二葉は、愛日文庫図書目録登録外の未整理本四七番の「新製<sup>エ</sup>カラフト全図并華表江掛板之字目和解」の後者に相当する史料である。本文書の閲覧ならびに複写に関

しては、同校教諭加賀嘉行氏に大変にお世話になったことを銘記して今日に及んでいる。加賀教諭のお話では、同文庫の利用者はなかなか多いとのこと、筆者も立派な蔵書の数々を拝見しながら、一七世紀の末、元禄の世にカムチャツカへ漂したわが国最初の渡露漂流民デンペイが、大阪出身であったことなどを想起しつつ感慨を深めたものである。

#### IV フヴォストフ・ダヴィドフの事件に 関する文献（むすびに代えて）

フヴォストフ文書についての記述は以上を以て終るが、彼れの史料と研究に関して若干のべておきたい。フヴォストフとダヴィドフの文化四年の乱妨に関する日本側の根本史料については、亀井高孝氏が、「丁卯の変異聞」、「丁卯の変後日譚」と題する貴重な紹介を、『日本歴史』第一〇〇・一〇一号（昭三一）に発表されている。亀井氏は、内閣文庫所蔵の『エトロフ番人五郎次書状』、『南部藩千葉政之進筆記』、『南部家火業師大村治五平書付』、『出羽庄内大山酒師専太郎口書』、『津軽家書状』などの直接遭難者の手に成る史料や、新楽間叟撰『北槎小録』、久保田（伊藤）見達撰『北地日記』などのすぐれた史料を教示されている。『北槎小録』と『北地日記』を合綴したものが、

『二叟譚奇』であり、早大図書館本は、天・地二巻仕立で、相当の善本とおもわれる。叙は、新楽氏が書いており、これに依

れば、間叟は函館において、『東奥道中日記』（一卷）、『白湾松榮談』（五巻）を著わし、のちにエトロフを訪問して、『蝦夷地旅中目録』（三巻）、『野作紀聞』（二巻）、『寒地衛生草』（一卷）、『間叟漫筆』（一卷）をものしたが、丁卯の変に遭って一切を烏有に帰した。戊辰（文化五年）の夏、病を得て五月にエトロフを出発し、七月に東都に達したが、往年のことは殆んど失念してしまった。たまたま彼地で知合った友人久保田見達が、己巳（文化六年）の冬都下に帰ったので、時々彼の寓居を訪ねて、数十種に上る文化年間の事柄を記録した。この意図は、醒世の糧とし、かつ従来の誤伝を改めたい念願からである。当時の朋輩も、年来重病を得て異城の鬼と化した者が少なくないもので、大村招状、千葉筆記などの誤謬を訂正する必要もあり、『北地日記』一卷、『北槎小録』一卷、附録一卷「村上貞助撰『魯西亜モウル獄中上書』」を付して世におくる旨が叙されている。本写本には、関谷茂八郎、戸田又太夫、間宮林蔵、川口陽助、伊東行十郎など、直接にフヴォストフ・ダヴィドフ事件に遭遇して奮戦敗走した人土の事績が詳述されている。

亀井氏は、「丁卯の変後日譚」において、リコルドと高田屋嘉兵衛の俘虜交換に関する『函館来槎』と題する往復文書や、イルクーツクの知事（ミニーツキー海軍大佐——Михаил Иванович Миницкий——筆者）から日本側へ宛てた書簡と訳文（露文の正本を日本人が訳したもので、亀井氏は、足立左内か馬場佐十郎の訳と推定されている）など一連の書類を紹介さ

れている。フヴォストフ事件、ならびにそれに伴なうゴロヴニ  
ン縛縛事件に関する研究は非常に多く、既に小論の本文および  
注に示したもののほかにも、長田偶得著『高田屋嘉兵衛』（偉  
人史叢、第九卷、明二九）、山下竜門著『樺太論』（昭四）、西  
鶴定嘉著『樺太探検の人々』（昭一四）、同『樺太史の礎』（昭  
一六）、大木直太郎著『近藤重蔵物語——北海の鷹』（昭一六）、  
佐佐木千之著『北海の先駆者——間宮林蔵』（昭一七）、宮崎雷  
八著『樺太史物語』（昭一九）、高倉新一郎著『蝦夷地』（日本  
歴史新書、昭三四）、洞富雄著『間宮林蔵』（人物叢書、昭三  
五）、元木省吾著『北方渡来』（時事新書、昭三九）など枚挙に  
いとまないほどである。これらの諸書には、ほとんどフヴォス  
トフやダヴィドフが登場して、文化年間の事件が投げかけた歴  
史的映像を鮮やかに示している。

ロシア側の根本史料は、既述のフラインベルグ女史(Эли́за  
Викто́вна Фай́нбер)の研究がかなり多く引用しており、  
『フヴォストフとダヴィドフの露領アメリカへの再度の航海』  
(パテルブルグ・一八一〇—一一二)に寄せた、海軍中将シシ  
ョフ(Александр Семенович Шипков)の序文もまた興味ぶ  
かい。フラインベルグ女史は、フヴォストフ、ダヴィドフの  
遠征は、南千島や樺太における日本植民地から、日本人に圧迫  
されていたアイヌ人を解放するために功績があり、また、原住  
民にたいするロシア人の行動は穏やかに終始し、アイヌ人もま  
た解放を望んでいたと説き、歴史的事実を認めながらも、愛国

的見地から彼等の行動を正当化している<sup>88</sup>。こうした傾向は、  
ジューコフ(Юрий Жуков)の記述<sup>89</sup>や、センチェンコ(Иван  
Андреевич Сенченко)の論文<sup>90</sup>にも如実に示されていて、  
とくにセンチェンコ修士の見解は、フヴォストフの行為を英雄  
化し、大いにその功労を称讃する態度さえ示している。しか  
し、筆者は、ソビエトの学究が、帝制ロシアのツァーリズムお  
よび鎖国日本にたいする明白な暴挙に、もつときびしい自己批  
判の眼を向けていただきたいとおもう。いかなる国の歴史的事  
実にも、必ず自戒すべき汚点はある。それぞれの民族が、深  
くみずからの歴史をかえりみて、お互いの傷痕を直視し、公平  
な態度で接し合うことこそ平和共存の原則にかなった明日の歴  
史を生みだす源泉ではないであろうか。日露関係史の永い軌跡  
において、筆者は幾多庶民の交流と、素朴な信頼と協力の成  
果、美しいエピソードの数々を学んできた。ことさらに過去の  
汚点をあばきたすことは、もとより筆者の意図するところでは  
ない。しかし、史実は史実として、その空白の一端を満たすこ  
とは、やはり筆者にとってささやかな願いなのである。本稿に  
おいてとりあげたフヴォストフ文書は、当時の記録としては、  
いわゆる一等史料とみなして差支えないと思うが、たとえ一等  
史料(もしくは根本史料)であろうとも、これを生のままで用  
いたのでは十分ではない。問題は、史料を十分に消化した形で  
活用しなければ、正しい歴史の映像は得られないのではないか  
という点——こうした点から、筆者は不十分ながらもフヴォ

ストフ文書に関して多角的な考察を加えてみた。識者の御叱正を得られれば幸いである。(一九六四年一月)

〔付録〕 フヴォストフ・ダヴィドフ略年譜<sup>四</sup>

フヴォストフ、エヌ・ア(一七六一—一七九)

一七八六—海軍士官学校候補生となる。

一七九〇—九一—少尉候補生。フリゲート艦アルハンゲル・ガブリール、レトヴィザン両艦で、再度対スエーデン海戦に参加。

一七九二—九五—海軍少尉任官。バルチック海域を巡航。

一七九七—海軍大尉任官。

一七九八—一八〇〇—セーヴェルヌイ・オリョール艦で、イギリス、オランダ沿岸を廻航。アジャク艦で、クロンシュタット港より地中海経由、セバストーポリ港に至る。

一八〇一—セバストーポリ港よりペテルブルグに帰府。

一八〇二—ロシヤリアメリカ会社武官に転任。ペテルブルグよりシベリヤ経由、オホーツク港に至る。同港より会社のスクーナー船、聖エリザヴェータを指揮してカディヤク島を廻航。

一八〇三—オホーツク港へ帰航。シベリヤ経由、ペテルブルグ帰府の途につく。

一八〇四—ロシヤリアメリカ会社の株主として年俸四〇〇

フヴォストフ文書考

〇ルーブルを受給。オホーツク港に戻り、商船でペトロバヴロフスク港へ寄港。

一八〇五—聖マリヤを指揮して、ノヴォ・アルハンゲリスク港に寄港。

一八〇六—ユノナを指揮して、オホーツク港へ廻航、さらにサハリン島へ南航、アニワ湾で日本人倉庫を焼く。ロシヤ使節にたいする日本帝国の拒絶への報復行為であった。

一八〇七—ユノナを指揮し、海軍少尉ダヴィドフ指揮のフヴォスとともに、クリール列島へ航し、シヤナで二カ所の日本人部落と倉庫を焼く。さらに、松前島(北海道)で、運送船数隻を没収、村落を焼き、日本人に恐怖を与える。オホーツク港に帰航して、ダヴィドフ少尉とともに逮捕される。水路ペテルブルグへ送付され、海軍省委員会の審査により軍法会議に付されたが、のち釈放された。

一八〇八—フィンランド陸軍へ派遣され、河川砲艦隊を指揮し、対スエーデン戦に参加。軍功により、勲四等聖ゲオルギー褒章の受与が上申されたが、アレクサンドル一世の裁下により、日本人にたいする私行の罰として却下される。

一八〇九—露曆一〇月四日の夜半、ダヴィドフとともに、ペテルブルグのネヴァ河架橋、イサコフスキー橋を解で

通過する際に溺死。屍体は発見されなかった。

ダヴィドフ、ゲ・イ（二七四—二八九）

一七九五—海軍士官候補生となる。

一七九六—少尉候補生。クロンシュタット港より、イギリス沿岸へ廻航。

一七九八—海軍少尉任官。イギリス、ドイツ沿岸を巡航。

一八〇二—フヴォストフとともに、ロシヤニアメリカ会社武官に転任、陸路オホーツク港に至る。会社のスクーター船、聖エリザヴェータで、カディヤク島へ寄港、聖ペーヴェル湾に至る。

一八〇四—露領アメリカ渡航の計画は挫折し、ベトロバヴロフスク港で越冬。オホーツク港よりペテルブルグに帰府。

一八〇五—対日交渉に失敗した使節レザーノフおよびフヴォストフとともに、アメリカ沿岸を巡航して、ノヴォ・アルハンゲリスタ港に至る。日本との通商交渉決裂の報復行為として、レザーノフはサハリン島の露領帰属を計画、ユノナ、アヴォス両艦を率いて、アニワ湾へ南航を意図した。レザーノフの訓令によれば、ダヴィドフは、サハリン島および松前島を巡航し、アニワ湾でフヴォストフと合流する予定であった。さらに、フヴォストフとともに、レザーノフをオホーツク港へ送り、その後ふた

たびサハリン島を探検する計画であったが、レザーノフは、オホーツク港において、フヴォストフに右の訓令を訂正する旨の書簡を遺して帰府の途についた。この書簡では、サハリン島遠征を中止することも可能であるという二重の意味を含んでいたが、結局、予定通りにサハリン島へ南航することに決定。

一八〇七—フヴォストフとともに、日本遠征をはたして、オホーツク港に帰航。オホーツク長官は、彼等の行為を私行と断定して逮捕した。フヴォストフとダヴィドフは、脱走してイルクーツクに達したが、ペテルブルグへ送付される。

一八〇八—フヴォストフとともに、フィンランド陸軍へ派遣され、河川砲艦隊を指揮し、対スエーデン戦に参加。軍功により、勲四等聖ウラジミール褒章の受与が上申されたが、アレクサンドル一世の裁下により、日本人にたいする私行の罰として却下される。

一八〇九—フィンランド陸軍を退役して、ペテルブルグに帰府、海軍中将シニコフの邸宅に同居していたが、露曆一〇月四日、フヴォストフとともに、ワシリエフスキー島から帰宅の途中、ネヴァ河架橋を渡る際に溺死した。彼等の急死は、永くペテルブルグ市民の語り草となった。

〔注〕

- (1) バーナード・ヘンズ著・内山敏訳『ロシヤ——過去と現在』(岩波新書・昭二七)一頁。原書名→Pares, B.: Russia; its past and present. New York, 1949.
- (2) オークニ著・原子林二郎訳『カムチャツカの歴史——カムチャツカ植民政策史』(昭一八)四—八頁。原書名→Окунь, С. В.: Очерки по истории колониальной политики царизма в Камчатской крае. Москва, 1935.
- (3) Ключевский, В. О.: Курс русской истории. часть 1-5. Москва и Ленинград, 1925. 邦訳→クリマチエフスキー著・外務省調査局訳『ロシヤ史』第一卷(昭二一)・第四卷(昭二〇)。第二・三・五卷は邦訳本未刊。
- (4) Бахрушин, С. В.: Научные труды. III: избранные работы по истории Сибири XVI-XVII вв. Москва, 1955, стр. 15, 137. 邦訳→ムフルシン著・外務省調査局訳『シラフ民族の東漸』(昭一八)邦訳本の巻末補注九八項はゆきとどいた労作で、日本側史料を知る上にも有益である。
- (5) Вюелнардскиер著・坂本是忠・香山陽坪共訳『ロシヤ史』上巻(昭二八)一二五—一二九頁。原書名→Vernadsky, G.: A history of Russia. New Haven, 1951. シェリーホフは、またシェンローホン(Шелехов)とも記録されているが、同一人物である。筆者は、バフリンシンの前掲原書および『Русские мореплаватели; ред. В. С. Дупач. Москва, 1953. なるびに、Белов, М. И.: Арктическое мореплавание с древнейших времен до середины XIX века. Москва, 1956. に従った。
- (6) Баргольд, В. В.: История изучения Востока в Европе и России. 2. изд. Ленинград, 1925. стр. 233-234. 邦訳→ハルトトリド著・外務省調査部訳『歐洲殊に露西亞に於ける東洋研究史』(昭一四)。
- (7) 齊藤阿貝訳註『ツーフ日本回想録・フイツセル参府紀行』(昭一八)一—六—一—七頁。原書名→Doeff, H.: Herinnungen mit Japan. Naarlen, 1833.
- (8) 羽仁五郎訳註『タルウギンシヤテルン日本紀行』(昭六)「序説」一—四七頁。原書名→Krusenstern, A. J. von: Reise um die Welt in den Jahren 1803, 1804, 1805 und 1806.... 3 Bde. St. Petersburg, 1810-12 (Atlas, St. Petersburg, 1813)。
- (9) 齊藤訳・前掲書、一二八—一三〇頁。
- (10) 末松保和著『近世に於ける北方問題の進展』(昭三)三九四—三九五頁。フヴァオストフ事件については、三三六—三三〇頁参照。
- (11) Позднеев, Д. М.: Материалы по истории северной Флонии и ее отношений к материку Азии и России. т. I, Иоккохама, 1909, стр. XXI-XL. 本書は、明治四三年、横浜で出版された二巻本で、ボズドネーエフ教授の代表的労作であり、現在では稀覯書に属する。

(13) Рикорд, П. И.: Записки флота капитана Рикорда о плавании его к японским берегам в 1812 и 1813 годов и о сношениях с японцами. СПб., 1816, 1851 и 1875. 邦訳→ミロヴニン著・井上満訳『日本幽囚記』下巻(岩波文庫・昭二)一九七頁以下参照。高田屋嘉兵衛については、瀬川亀・岡久渭城共著『高田屋嘉兵衛』(昭十七)を詳す。

(14) Головин, В. М.: Записки В. М. Головина о приключениях в плену у японцев в 1811, 1812 и 1813 годов. СПб., 1816, 1851 и 1854. 邦訳→井上訳『前掲書』上・中・下巻。早稲田大学図書館には、初版本を蔵する。

(15) 『通航一覽』(国書刊行会版)第七・卷之二八五所収。なお、岡本柳之助編『日魯交渉北海道史稿』(明三一)中篇三七丁以下、および瀬川・岡久、前掲書、一六頁以下参照。

(16) Файнберг, Э. Я.: Русско-японские отношения в 1697-1875 гг. Москва, 1960, стр. 98. *ロイヤルナツ女史は、ロシヤ外交文書、主文書篇(АВПР, фонд Главного архива) 一—三(一七九—一七三)部、五〇—五五頁によつて、銅板に刻まれた「一八〇六年一〇月一〇日」の記録を明示している。なお、第二、第三文の日付は、いずれも 11-23 となっているが、ミロヴニンの手記には、12-24 と記録されている(Записки, 1816, стр. 232-233)。上段が露暦、下段が新暦であるが、いずれが*

正確な日付であるかは、明らかでない。ただし、フヴォストフが、アニワ湾に到着したのは、六日(新暦一八日)であり、沿岸一帯を調査してから上陸したことは明白である。従つて、銅板、紙札の日付と、実際の上陸した日時とが相違することも十分に考えられるので、一概に日本側の記録が正しくないとはいえない。

(19) 一八〇六年一〇月一〇日(新暦二二日)、『フヴォストフは、アイヌ部落、現在のコルサコフ州オゼルスキー村に上陸し、この村を「疑惑」と名付ける旨の板書を掲げた。他日、エノナの水夫二名が、トマリ・アニワ(現在のコルサコフ市)の部落に上陸し、『フヴォストフは「好奇」と名付けた。 Сенченко, И. А (сост.): Исследователи Сахалина и КуриЛ. Сборник статей. Южно-Сахалинск, 1961, стр. 9.

(20) Тихменев, П. А.: Историческое обозрение образования Российско-американский компании и действий ее до настоящего времени, част. 1, СПб., 1861; част. 2, СПб., 1863; Langsdorff, G. H. von: Bemerkungen auf einer Reise um die Welt in den Jahren 1803 bis 1807. Bd. 1-2. Frankfurt am M., 1812. ラングズドルフは、『ドイツ人であるが、ロシヤ帝国学士院会員をつとめた医学博士で植物学者、クルーゼンシュテルンの世界周航に参加し、露領アメリカおよびブラジルの博物学的研究に従事した。リオ・デ・ジャネイロのロシヤ総領事を兼任し、植物の医学的研究に貢献した。

ラングスドルフは、フヴォストフとダヴィドフにも面識があり、一八〇九年に彼等がネヴァ河で溺死した日にも、ペテルブルグの自邸で彼等と懇談したと伝えられている。ラングスドルフは、レザノフ来航当時は通訳官として活躍し、オランダ商館長ドーフの露艦訪問の際にも立会っている。田保橋潔著『増訂近代日本外国関係史』（昭一八）第六・七章に詳し。

- (21) Tikhtmeniy, P.: Historical survey on the Russian activity. St. Petersburg, 1861-1863; tr. by Nichiro-Kyokai, Tokyo, 1918, p. 640—Rezanol's report to His Majesty from Unarashika dated July 18, 1805.
- (22) Файнберг, указ. соч., стр. 97.——ロシア海軍中央国立文書局海軍省文書(二六〇一—二六二)第四六七一号、二五頁に依る。邦訳は、田保橋、前掲書、一九八—一九九頁。
- (23) Tikhtmeniy, op. cit. p. 112. ファインベルグの前掲書によれば、レザノフは、一八〇七年三月一日、クラスノヤルスクで没した。Файнберг, указ. соч., стр. 97.
- (24) ヴェルナドスキー著・坂本・香山訳、前掲書、一六六一—一七〇頁。
- (25) Головин, Записки, 1816, стр. 144-145. 本館々蔵の初版本から復写し、一枚の写真に仕立てたが、原書では二頁にわたっている。なお、Дружинин, Н. М.: Русские мореплаватели в старой Японии. Ленинград, 1912, стр. 40. にも、コロヴィンの記録した原

フヴォストフ文書考

文をそのまま転載している。

- (26)  印の旗章は、「アンドレーエフスキー旗」と称し、ロシア海軍旗として一九世紀に用いられたもので、 印の旗章は、ロシアリアメリカ会社の商船旗である。フヴォストフは、海軍士官であると同時に、ロシアリアメリカ会社最初の配属武官であったから、双方の旗章を掲げたのであろう。Императорская Академия наук: Словарь русского языка. вып. 1, СПб., 1891, стр. 46; Файнберг, указ. соч., стр. 98; Сенченко, указ. соч., стр. 8.

- (27) 「一千八百零六年十月廿四日、ロシアノ、ユノナといへる船に船司の官たるホヲシトフ駕シ、自らサハリン島及其土俗等をして、至恩のロシア皇帝第一世アレキサンドルに服従せしむる事を得たり、其証として、アニワ湾の西岸に居る土俗に、銀のメタリを与ふ、此地ロシア領は勿論、他国の領地と雖ども、このロシア船至りし所の土俗等は、ロシアの属下たらんことを乞ふ、よつて此徒には即此書に印章を押して以て与ふ」(通航一覽、第七・卷之二八五)

- (28) <sup>(註)</sup> 「チカクキンシヨノ<sub>ニ</sub>ニコサンロシタシタノモノニモラシツケトカイアキナイノコトコイネカイニツカハシソロテホウハイトウヤウニヨリアイキンミソウタンノウヘアキナイシユヒヨクイタシソウラハハマコトニシアハセニソシソラヘトモタヒ<sub>ノ</sub>ナカサキヘシシヤツカハシソラヘトモタノヘンシモナクヘン<sub>ノ</sub>シナサレンロ

ヘイヘンハシメテコノモトノテンカサマヨリヲホキクシ  
テハラタチテアキナイテモナクハアカヒトヤウニカ  
ラフト□□ソレニヨツテサイシヨネカイテヲキノソ  
ラヘトモキ、ワケナクソレユヘコノタヒノモトノテ  
ナミミセモウシソロテキカナイトキニハキタノチト  
リアケケウスヘクソロナロウコトナラハヘンシ  
ノタヨリニテモス<sup>シ</sup>マスコトニコサソ  
ロカラフトマタワシマ<sup>シ</sup>ウルツツマ  
アカヒトツイイカレマスニヨツテチラシテヤリ  
マスマ<sup>シ</sup>ハコイネカイノスシカ  
ナハセソヲラワハマツタイコ、ロヤスクエ  
タシタクコ、ロカケニコサリソロサヤウコサ  
ナクソウラヘ<sup>イ</sup>ハマタ<sup>イ</sup>フネ<sup>イ</sup>タクサンニツカ  
ワシコノコトクニエタシモウスヘクソ  
ロヲロシヤ

マツマヘヲフキヨサマ<sup>イ</sup>（岡本編、前掲書、中篇四七—四八頁）。この書付は、文化四年五月、フヴォストフとダヴィドフが二度目の掠奪を行なったときに捕えた南部藩士大村治五平ほか七名を釈放する際に、松前奉行宛の露文文書の裏面に付された文面である。なお、ドゥーフ商館長は、つぎのように記録している。

「此の事件について、奉行は幕府の命令によりて、通詞二人を江戸に送りたりとの事なり（通詞名村多吉郎、馬場為八郎の二人江戸に召されて露国の事件を調査せり——新撰洋学年表。訳註）。數日を経て他の、通詞来り、

一の書面を予に示せしが、是は露文にて書き、下方に露国の軍艦及商船の旗を画けり。予は露語を解せざるが故に、之を翻訳すること能はざりしが、翌日仏文の別紙を

受取りたり。是は松前奉行に宛てたるものにて、署名なし。長崎奉行は予に此の書面を最も正確に且つ成るべく原語に基づきて訳出するやう委嘱せり。日本人は予が仏語を解することを知るが故に、予は之を辞退する能はず。因て予は、同書を和蘭語に翻訳したれども、成るべく辞句を緩和せり。予の訳文は、ゴローニンの著書の第二卷（一〇五頁）に在るが故に、今之を茲に転載すべし。即ち左の如し。

『露西亜と日本とは接壤するが故に、二国間に親密なる通商関係を結ばんとする希望自ら生ず。然して此事は殊に後者の臣民の幸福を増進すべし。故に此の目的を以て使節を長崎に送りしに、無礼なる答書によりて拒絶せられ、且つ日本人は露国の領土なる千島及樺太に交易を拵むるを以て、露国皇帝に終に已むを得ず、一の手段を取ることをなしたり。之によりて、露国人は日本人が終に得撫（原文に *Grup* とあるは *Oerup* の誤なり。訳註）又は樺太の住民より、彼等と露国人との通商関係を切望することを聞くまで、長く日本貿易に損害を与ふることを实地に証明すべし。露国人は日本に對する此の寛大なる手段によりて、日本国の北部が常に露国人の欲するまゝに打捨てられ、若し日本政府が依然として通商を拒絶する時は、やがて其地を失ふべきことを知らしむるのみ』

仏文の原書を対照すれば、予が如何に平穩なる辞句を用いて翻訳せしかを見得べきも、原仏文はゴローニンの

書にも掲載せられざるは、予の憾とする所なり。予は今尚其の一句を完全に記憶す。(中略) 若し其の原語の如く訳せば、予は日本政府の強情 (Koppfigheid) 又は頑固 (Stiftoodfigheid) といふ語句を用ひざるべからず。されど是は只徒に一層憤激を招くのみにて、害ありて益なきが故に、予は毫も文意を変ぜざる以上、最も温和なる語を選ぶを以て、良分別と信じ、之によりて日本人の感情を害する代りに之を鎮め、斯くて予の力の及ぶ限り、禍難を防止せんと欲せしなり。通詞は此の訳文を持ちて退出せしが、レサノフの滞在中、露語を修めたる他の和蘭通詞が、露文の書面を訳せしに、予の訳文と良く一致せりといふ。予は二の旗図につきて意見を問はれしかば、予には不明なるが、恐らく露国の軍艦旗と商船旗との区別を示すものならんと思ふと答へたり。通詞等は、日本側の回答が実に丁寧なりしに、斯かる露国政府の手段は意外なりとて、幾回も来りて訝かりたり。予は此事は多分露国の海浜住民と日本の漁夫との衝突より起りしものならんと云ひ、然して此説は明に上司より下りたりと見ゆる書簡と矛盾すれども、兎に角斯く見做すこととなりたり。予の今度の援助と露国使節の場合の勤労とに對して、予は一八〇八年四月に、日本政府より謝礼と共に銀三十枚の賞与を贈はりたり。又予は前記の露国人の狼籍は、露国皇帝の命令にて為せしものか否かを、欧州にて調査するやう、幕府の希望を伝達せられたり。(齊藤訳、前掲書、一九七—二〇二頁)。齊藤博士は、一八

〇七年の海牙文書(秘密報告)中の原仏文書のコピーを訂正して、フヴォストフの書面(仏訳)を訳註されている(二〇〇頁)。露文の原文と推定される文章は、Сенченко, указ. соч. стр. 11. に見え、ドゥーパフの訳文と比較してみた結果、文意が一致していることを確認した。「日本政府の強情、又は頑固」は、упрямство Японецкого правительства となる。

〔通航一覽〕第七・卷之二八五。

〔早稲田大学図書館紀要〕第三号(昭三六)所収の拙稿に詳しい。

鈴木三郎著『日本種痘はじめ』(昭一七)参照。

岡村千曳著『紅毛文化史話』(昭二八)巻頭の「寛政時代の洋学者番付」および本文七五頁参照。

早大図書館蔵の宇田川榕菴自筆本『魯西亜字音考』巻末に、小野寺松洲の「魯西亜国字」が添付されている。

平岡雅英著『日露交渉史話』(昭一九)二六〇—二六六頁。

板沢武雄「阿蘭陀通詞の研究——史料の解題を主として」(法政大学文学部紀要、史学(1)、昭二九)参照。

〔愛日教育〕第七号(大八)所収「愛日文庫図書目録」緒言。木崎好尚は、本名愛吉(二六五—一九四四)、小説家、新聞記者。雑誌『なにお湯』を創刊。明治二六年より大正二年まで大阪朝日新聞に勤務。のち、西鶴・頼山陽の研究にあたり、金石史の研究者としても著名である。大正一〇年に『大日本金石史』を編纂した。昭和一九年

36

35

34

33

32

31

30

29

没。八〇才。(早稲田大学図書館紀要、第五号、昭三八、一〇七・一三五頁)

- ㉞ Хвостов, А. Н. и Давыдов, Г. И.: Двукратное путешествие в Америку морских офицеров Хвостова и Давыдова. СПб., 1810-1812. — 本書の序文に於ては、平岡雅英「たごちをんたごちの生涯」(月刊ロシヤ、三卷一号、昭一一)参照。なお、シシロフの序文に於て最初に指摘したのは、マロヴァニン少佐である。

㉟ Файнберг, указ. соч. стр. 100-101.

㊱ Жукков, Ю.: Русские и Япония; забытые страницы

из истории русских путешествий. Москва, 1945, стр. 54-78.

㊲ Сенченко, указ. соч. стр. 3-17.

- ㊳ Общій морской список; печатано в распоряженію Морского Министерства. Часть 5; Царствование Екатерины II. СПб., 1890, стр. 292-294; Русский биографический словарь; под наблюдением Император. Русс. Историч. Общ. А. А. Половцова. т. 21, (репродукция, Нью-Йорк, 1962), стр. 300; там-же; т. 6, стр. 14-15.

(本館洋書係)